

千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正（概要）

1 改正理由

博物館法の一部改正に伴い、引用部分の条項ずれの改正を行う。

また、行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき押印廃止等を行う。

2 改正概要

（1）博物館法の一部改正

博物館に相当する施設その他これらに類する施設の規定を引用する部分の条項ずれを修正した。

（2）押印廃止

「押印見直し方針」対象の5様式の押印を廃止した。

3 施行年月日

令和5年4月1日